

千葉市立真砂中学校かがやき分校 就学支援制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市立真砂中学校かがやき分校（以下「夜間中学」という。）に在籍する生徒のうち経済的理由によって就学が困難な生徒又は生徒の保護者に対し、必要な支援（以下「就学支援」という。）を行うことにより、夜間中学における就学機会の提供その他の必要な措置を講じ、義務教育を受ける機会を実質的に保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「生徒」とは、夜間中学に在学する者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるものについては、この要綱において「生徒」又は「保護者」とみなす。

(資格)

第3条 就学支援を受けることができる者は、生徒（生徒が未成年の場合にあっては、保護者）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が別に定める基準により認める者

(就学支援の種類)

第4条 就学支援は、次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において行うものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 通学費
- (5) 修学旅行費
- (6) 日本スポーツ振興センター共済掛金

2 当該生徒について、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている場合は、前項第1号から第4号までに掲げる経費に係る就学支援は行わないものとする。

3 第1項第5号に掲げる通学費に係る就学支援は、千葉市内に住所を有する場合又は教育委員会が認める居所が市内にある場合に行うものとする。

(経費の内容等)

第5条 前条第1項各号に掲げる経費に係る内容、支給要件及び支給年額は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第6条 就学支援を受けようとする者は、別に定める期日までに就学支援申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、毎年度、学校長を経由して教育委員会へ申請するものとする。

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第3条第1号及び第2号に規定する資格についての審査を行い、資格があると認めるときは就学支援制度認定通知書(様式第2号)により、その資格がないと認めるときは就学支援申請書の審査結果について(様式第3号)により、学校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第8条 就学支援の支給は、前条の規定による認定を受けた者(以下「認定者」という。)の請求に基づき、行うものとする。なお、支給日及び支給日ごとの支給額については別に定める。

(辞退届)

第9条 認定者が就学支援を辞退しようとするときは、辞退届(様式第11号)を学校長を経由して教育委員会へ提出するものとする。

(停止及び取消し)

第10条 教育委員会は、認定者が偽りその他不正の手段により就学支援を受けたとき、又は就学支援を必要としなくなったときは、その支給を停止し、又はその認定を取り消すことができる。

(返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定により第7条の認定を取り消した場合において既に就学支援が支給されているときは、当該認定を取り消された生徒又は生徒の保護者からその全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学事課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。